第５部
障害福祉

令和４年度　障害

	事業名	予算額(千円)
障害福祉施策		
相談・指導	相談支援事業	139,500
手当	障害者等福祉手当	593,261
医療	重度心身障害者医療費助成	1,002,722
	自立支援医療費給付	1,127,947
	歯科健康診査事業(市)	4,453
給付	補装具交付・修理費給付	90,252
	日常生活用具給付	120,967
	居宅改善整備費助成	240
	自動車改造費助成	1,000
	自動車運転免許取得費助成	720
	重度心身障害者福祉タクシー利用料助成(市)	45,528
	重度心身障害者福祉ガソリン利用料助成(市)	18,520
サービス	訪問入浴サービス事業	15,561
	紙おむつ支給事業	2,960
	広報紙等点字訳・録音事業	1,141
	リフト付自動車貸出事業	1,200
	障害児（者）生活サポート事業	10,000
	手話通訳者設置事業	2,503
	障害者就労支援事業	9,000
	緊急通報システム事業(市)	728
	成年後見制度利用支援事業	5,849
	手話通訳者派遣事業	24,798
	移動支援事業	133,553
	日中一時支援事業	8,361
施設	しらゆりの家管理運営事業(市)	77,000
	生活介護きじばと管理運営事業(市)	1,388
	就労継続支援きじばと管理運営事業(市)	1,181
	社会福祉センター管理運営事業(市)	45,728
	生活ホーム事業	1,796
	地域活動支援センター事業	104,000
障害者自立支援事業	介護給付	5,005,214
	訓練等給付	2,882,168
障害児通所支援事業	障害児通所給付	2,976,993
行事	障害者週間推進事業(市)	900
心身障害福祉センターわかゆり学園		903,731

福祉事業予算の概要

（注）㊌は市単独事業

事　　業　　内　　容
在宅障害者に対する相談や支援、情報提供等総合的に実施
在宅重度障害者に対して、国または市の制度による手当を支給
重度心身障害者に対して、医療費の自己負担額を助成
障害の除去または軽減を目的とした医療費を給付
障害者総合支援法に基づく事業所に通所しているかたに対し、歯科検診等を行うもの
身体の障害を補うための補装具の交付及び修理費の給付
在宅障害者の日常生活を円滑にするための各種用具を給付、貸与
重度身体障害者の居宅を改善整備する場合の費用を一部助成
身体障害者が使用する自動車を改造する場合の費用を一部助成
障害者が自動車運転免許を取得する場合の費用を一部助成
重度心身障害者がタクシーを利用する場合の利用料を一部助成
重度心身障害者が自家用車を利用する際のガソリン料金を一部助成
在宅重度身体障害者の家庭に巡回入浴車が訪問
在宅で常時おむつを使用している障害者に紙おむつを支給
視覚障害者に対して点字訳や録音版の広報紙等を発行
在宅重度身体障害者が車いすで利用できるリフト付自動車を貸出
各種介護サービスの提供によって在宅障害者の地域生活を支援。一時預かり、外出時の介助等
聴覚障害者に行政サービスの伝達等のため庁舎内に手話通訳者を配置
障害者の一般就労の機会の拡大を図り生活の支援を行うもの
単身の重度身体障害者が災害時等受信センターに連絡できる通報装置を貸与し、緊急時消防局指令課に連絡
判断能力の不十分な知的障害者等を対象として、市が家庭裁判所に成年後見審判の申立てを行うもの
聴覚障害者等の外出時等に手話通訳者を派遣
移動が困難な障害者等について、外出時の支援を行うもの
介助を必要とする障害者等の日中の居場所を確保し、家族の一時的な休息を図るもの
市立の障害者短期入所施設で指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の生活介護事業所で、指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の就労継続支援Ｂ型事業所で、指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の地域活動支援センターで、指定管理者が管理、運営を行うもの
生活ホーム運営費等の助成
障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の提供、及び社会との交流の促進等を図るもの
居宅介護・重度訪問介護・療養介護・生活介護等の自立支援給付
就労移行・就労継続・共同生活援助等の自立支援給付
放課後等デイサービスなどの障害児通所サービスの給付
「障害者週間」（12月3日から9日）を記念して各種啓発事業を実施
児童発達支援センター、児童発達支援事業所、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターの６施設からなる多機能型事業所

第１章
障害福祉

第1章　障害福祉

第１節　障害者手帳登録状況

１　身体障害者手帳

身体障害者手帳交付登録者には各種援護施策を実施しています。

身体障害者登録状況（人）　　（各年度3月31日現在）

年度	29	30	元	2	3
視覚障害	1,138	1,165	1,173	1,178	1,177
聴覚・平衡機能障害	1,174	1,196	1,243	1,277	1,300
音声・言語・そしゃく機能障害	205	205	207	215	221
肢体不自由障害	8,719	8,592	8,601	8,462	8,363
内部障害	5,972	6,217	6,478	6,655	6,822
心臓機能障害	2,622	2,676	2,765	2,801	2,825
じん臓機能障害	1,879	1,995	2,059	2,118	2,161
呼吸器機能障害	251	251	256	258	260
ぼうこう・直腸機能障害	1,020	1,068	1,153	1,231	1,322
小腸機能障害	20	19	18	16	17
その他内部障害	180	208	227	231	237
合計	17,208	17,375	17,702	17,787	17,883

２　療育手帳

知的障害者に対する療育手帳交付登録者には各種援護施策を実施しています。

知的障害者登録状況（人）　　（各年度3月31日現在）

年度	29	30	元	2	3
Ⓐ 最重度　IQ 20以下	709	721	733	715	740
A 重度　IQ 21～35	775	800	810	815	837
B 中度　IQ 36～50	1,062	1,109	1,153	1,160	1,191
C 軽度　IQ 51～70	1,078	1,157	1,235	1,295	1,328
合計	3,624	3,787	3,931	3,985	4,096

※IQ＝MA（精神年齢）/CA（暦年齢）×100

３　精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳登録者には各種援護施策を実施しています。

精神保健福祉手帳登録状況（人）　　（各年度3月31日現在）

級	29	30	元	2	3
1	386	393	417	422	417
2	2,369	2,542	2,763	2,899	3,131
3	1,146	1,289	1,432	1,528	1,643
計	3,901	4,224	4,612	4,849	5,191

第２節　相談・指導

１　相談支援事業

障害者、障害者の家族、障害者の介護をするかたなどからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的に以下の施設において実施しています。

（令和4年4月1日現在）

1	川口市障害者相談支援センター「わかゆり」
2	川口市障害者相談支援センター「きらり」
3	川口市障害者相談支援センター「グリーンハウス」
4	川口市障害者相談支援センター「みぬま」
5	川口市障害者相談支援センター「社協」
6	川口市障害者相談支援センター「いまむら」
7	川口市障害者相談支援センター「めだか」
8	川口市障害者相談支援センター「ひふみ」
9	川口市障害者相談支援センター「ひなぎく」
10	川口市障害者相談支援センター「ほっと」

２　相談員

市長から委嘱された身体障害者相談員14人、知的障害者相談員10人が障害者及びその家族などからの日常的な相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。

第３節　手当・年金

１　福祉手当

在宅の重度心身障害者に対し、障害によって生ずる特別な負担の一助として昭和45年4月1日から手当を支給しており、国の制度については昭和61年4月1日から現行の福祉手当に再編成されました。

(1) 対象者

（令和３年度）

区　　分	対　　象　　者	手当月額
国の手当	特別障害者手当 1. ２０歳以上であって、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表２に定める障害を重複しているかた 2. 上記と同程度以上と認められるかた	27,350円
	障害児福祉手当 1. ２０歳未満であって、身体障害者手帳１級及び２級の一部のかた、または療育手帳Ⓐのかた 2. 上記と同程度以上と認められるかた	14,880円
	経過的措置による福祉手当 ２０歳以上であって、制度改正前に福祉手当を受給しており、改正後特別障害者手当も障害基礎年金も受けられないかた	14,880円
市の手当	1. 身体障害者手帳1級、2級のかた 2. 療育手帳Ⓐ, Aのかた 3. 精神障害者保健福祉手帳1級のかた 4. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bのかた 5. 身体障害者手帳3級かつ精神障害者保健福祉手帳2級のかた 6. 療育手帳Bかつ精神障害者保健福祉手帳2級のかた 7. 特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第１に定める程度の障害の状態にあるかた 8. 超重症心身障害児と認められるかた(※)	5,000円
	1. 療育手帳Bのかた 2. 精神障害者保健福祉手帳2級のかた 3. １．２と同程度と認められるかた	3,000円

※超重症心身障害児と認められるかたへの支給は平成２２年１月から実施

(2) 支給状況

年　度	国　の　手　当		市　の　手　当	
	支給延べ人数	支給額(円)	支給延べ人数	支給額(円)
29	5,796	124,489,200	100,389	438,731,000
30	5,860	126,574,790	102,129	443,801,000
元	5,795	125,897,280	104,247	450,347,000
2	5,831	127,378,230	106,018	455,356,000
3	5,916	131,497,500	107,393	458,487,000

２　特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭において養育しているかたに対して、その負担を軽減するために国から手当を支給しています。

区　分	対　　象　　者	手当月額 (令和3年度)	対象者数 (令和4年3月31日現在)
１　級	1.身体障害者手帳１級、２級の児童を養育しているかた 2.療育手帳Ⓐ、Aの児童を養育しているかた 3.上記と同程度以上と認められる児童を養育しているかた	52,500円	352人
２　級	1.身体障害者手帳３級、４級の一部の児童を養育しているかた 2.療育手帳Ｂのうち概ねＩＱ 50以下の児童を養育しているかた 3.上記と同程度以上と認められる児童を養育しているかた	34,970円	375人

３　心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が一定期間掛金を拠出することによって、保護者が死亡又は障害となったとき、残された障害者の生活の安定を図るため県から終身年金を支給しています。

(1) 対象者

知的障害者、身体障害者１級、２級、３級又はこれと同程度の障害者の保護者で65歳未満のかた。

(2) 年金額

加入者が死亡又は障害となった月から１口の加入につき月額20,000円を支給します。(2口を限度)

(3) 加入及び支給状況

年　　度		知的障害者	身体障害者	心身障害者	精神障害者	そ の 他	計
29	加入人数	65	23	3	11	1	103
	支給人数	60	28	0	3	2	93
30	加入人数	64	22	3	11	1	101
	支給人数	61	29	0	3	2	95
元	加入人数	63	22	2	11	1	99
	支給人数	63	30	0	3	2	98
2	加入人数	60	20	2	10	1	93
	支給人数	62	29	0	3	2	96
3	加入人数	59	22	1	11	0	93
	支給人数	62	29	0	3	2	96

第４節　医　　療

１　重度心身障害者医療費助成

重度の心身障害者が疾病等によって医療費を支払う場合、その医療費の一部を助成し、障害者やその家庭の経済的、精神的負担の軽減を図るため昭和48年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

次に該当する障害者手帳を６５歳未満で交付されたかた。

①身体障害者手帳１級、２級、３級

②療育手帳Ⓐ、A、B

③精神障害者保健福祉手帳１級

※精神病床への入院費用は除きます。ただし、６５歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されている場合は精神病床への入院費用も対象となります。

④身体障害者手帳４級の音声・言語機能障害又は下肢機能障害１、３、４号（６５歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた）

⑤精神障害者保健福祉手帳２級（６５歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた）

(2) 支給方法

①現物給付：１ヶ月の自己負担が21,000円未満の場合、保険診療の自己負担分が無料になります。
(平成19年4月より、川口市内の医科・歯科・調剤を対象。令和4年10月より、埼玉県内を対象)

②償還払い：毎月５日までの申請で、その月末に口座振替払いにより支給します。

(3) 所得制限（平成31年1月より導入）

平成31年1月以降に、新規で受給資格登録をしたかたで、本人（未成年者を含む）の所得が次表の所得制限基準額を超えるときは、次の9月まで支給停止となります。
一方、平成30年12月までに、受給者証を持っているかたで、平成31年1月以降も受給資格登録者である場合は、令和4年10月から所得制限が適用となります。

扶養親族人数	０人	１人	２人以上１人増すごと
所得制限基準額	3,604,000円	3,984,000円	380,000円加算

①所得とは、諸控除後の額で、障害年金は所得に含みません。

②当該扶養親族が同一生計配偶者（70歳以上）又は老人扶養親族（70歳以上）の場合は、1人につき10万円、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、1人につき25万円がさらに加算されます。

③毎年、所得審査を行い、毎年10月から翌年9月までの受給者証を交付します。

④所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

(4) 登録状況（精神障害者の登録者数については、身体障害者に含まれています。）

年　　度	29	30	元	2	3
身体障害者	7,967人	7,673人	7,439人	7,290人	7,006人
知的障害者	1,969人	2,004人	2,036人	1,912人	1,951人
合　　計	9,936人	9,677人	9,475人	9,202人	8,957人

(5) 支給状況

年　　度	29	30	元	2	3
件　　数	273,025	267,016	260,805	234,856	231,773
助成額(円)	1,201,523,251	1,182,556,043	1,153,373,187	1,057,040,831	1,025,830,787

２　更生医療給付

一般医療（いわゆる治療医学）により、すでに治癒した身体障害者に対して、その日常生活能力や職業能力を回復もしくは更生させることを目的として医療費の給付を実施しています。

年　　度	29	30	元	2	3
実　人　数	503	590	694	764	855
給付件数	6,394	7,633	8,828	9,641	10,982
支給額(円)	957,197,744	1,006,256,838	1,067,064,216	1,065,747,339	1,101,384,987

３　育成医療給付

障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるかたに対して必要な医療費の給付を実施しています。

年　　度	29	30	元	2	3
実　人　数	141	162	129	111	103
給付件数	496	560	461	373	338
支給額(円)	12,935,412	14,937,990	11,262,902	8,717,006	8,775,749

第５節　給　　付

１　補装具

身体の障害を補い、日常生活や職場での作業能力等向上のため、補装具の交付及び修理費を助成しています。

(1) 障害者総合支援法に基づく補装具交付修理状況

年　度	交　付		修　理		合　計	
	件　数	支給額（円）	件　数	支給額（円）	件　数	支給額（円）
29	472	63,277,231	304	18,111,393	776	81,388,624
30	500	70,276,534	316	18,408,843	816	88,685,377
元	451	64,140,469	295	17,263,090	746	81,403,559
2	436	68,042,499	313	19,524,287	749	87,566,786
3	439	60,586,451	321	21,922,812	760	82,509,263

２　日常生活用具

在宅の重度障害者に対し、日常生活をより円滑にするため日常生活用具の給付を実施しています。

(1) 障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付状況

年度	件　数	支給額（円）
29	10,914	111,984,655
30	11,294	117,467,183
元	11,341	114,352,114
2	11,855	120,160,692
3	12,328	124,456,120

３　居宅改善費助成

重度身体障害者の居宅における玄関、浴室、便所等の環境改善整備を行う場合、その費用の一部を助成するもので、昭和47年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳１級若しくは２級の下肢、体幹機能障害者。

(2) 助成状況

年　度	１件当たり限度額(円)	件　数	助成額(円)
29	240,000	0	0
30	240,000	0	0
元	240,000	0	0
2	240,000	0	0
3	240,000	1	240,000

４　自動車改造費助成

障害者が就労等のために自らが所有し運転する自動車のアクセル、ブレーキ等を改造する場合、その費用の一部を助成するもので、昭和55年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けたかたで、運転免許証に改造を必要とする旨の条件が付記されており、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えないかた。

(2) 助成状況

年　度	１件当たり限度額(円)	件　　数	助　　成　　額(円)
29	100,000	5	429,160
30	100,000	9	900,000
元	100,000	11	1,033,700
2	100,000	7	700,000
3	100,000	13	1,272,800

５　自動車運転免許取得費助成

障害者が就職等のため第１種普通自動車運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成するもので、昭和54年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたかたで、道路交通法第９６条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えないかた。

(2) 助成状況

年　度	１件当たり限度額(円)	件　　数	助　　成　　額(円)
29	120,000	9	1,080,000
30	120,000	5	600,000
元	120,000	4	480,000
2	120,000	6	720,000
3	120,000	6	720,000

６　重度心身障害者福祉タクシー利用料助成

在宅の重度心身障害者が福祉タクシーを利用する場合、タクシー券を交付(一人当たり月3枚)することによって、その利用料の一部となる基本料金分を助成するもので、平成元年4月1日から実施しています。（令和元年度までは、月2枚）

(1) 対象者

身体障害者手帳１級、２級、療育手帳Ⓐ、Ａ又は精神障害者保健福祉手帳１級の障害に該当する重度心身障害者で、ガソリン券の交付を受けていないかた。

(2) 助成状況

年　度	交　付　者　数	使　用　枚　数	助　　成　　額(円)
29	6,229	68,654	56,881,280
30	6,239	67,453	55,839,300
元	6,285	64,693	53,724,580
2	6,202	65,804	39,483,600
3	5,935	66,801	40,083,000

７　重度心身障害者福祉ガソリン利用料助成

在宅の重度心身障害者が日常生活の用に供する自家用車を運行する場合、ガソリン券を交付(1人当たり月1枚)することによって、その利用料の一部(1枚当たり600円)を助成するもので、平成20年4月1日から実施しています。
（平成29年度までは、500円）

(1) 対象者

身体障害者手帳１級、２級、療育手帳Ⓐ、Ａ又は精神障害者保健福祉手帳１級の障害に該当する重度心身障害者で、タクシー券の交付を受けていないかた。

(2) 助成状況

年　度	交　付　者　数	使　用　枚　数	助　　成　　額(円)
29	2,800	26,861	13,430,500
30	2,822	27,073	16,243,800
元	2,877	27,211	16,326,600
2	2,928	27,533	16,519,800
3	2,981	28,821	17,292,600

第６節　サービス

１　入浴サービス

家庭において入浴が困難な重度身体障害者に対し、給湯設備のある車が家庭を訪問のうえ、必要な機器を搬入して行う巡回入浴サービスを平成元年4月1日から実施しています。

年　度	利用実人数	利用延べ回数	助　成　額(円)
29	29	1,304	10,679,760
30	28	1,268	12,680,000
元	27	1,205	12,050,000
2	25	1,244	12,440,000
3	25	1,233	13,994,550

２　紙おむつ支給

在宅で常時おむつを使用している障害者に対し、紙おむつを支給するもので、平成9年4月1日から実施しています。

年　　度	29	30	元	2	3
利用延べ人数	1,370	1,367	1,332	1,308	1,274
助成額（円）	2,808,225	2,623,643	2,579,138	2,567,987	2,522,140

３　広報紙等点字訳・録音発行

視覚障害者に対し、広報紙等の点字訳、録音版を発行するもので、平成10年6月1日から実施しています。

年　　度	29	30	元	2	3
点字訳発行数	210部	211部	204部	205部	195部
録音版発行数	638組	755組	792組	657組	751組

４　リフト付自動車貸出

在宅の重度身体障害者に対し、車いすで利用できるリフト付自動車を貸出するもので、平成10年6月1日から実施しています。

年　　度	29	30	元	2	3
利用登録者数	16	19	13	17	21
利用延べ回数	23	20	11	7	24
利用延べ時間	271	340	215	83	668

５　障害児(者)生活サポート

在宅心身障害児(者)の地域の生活支援のため、民間登録団体において一時預かりや送迎、外出援助等のサービスを行うもので、平成11年10月1日から実施しています。

年　　度	29	30	元	2	3
登録団体数	16	14	13	13	13
利用登録者数	163	174	193	195	186
利用延べ時間	4,538.0	5,330.5	5,566.0	4,563.0	5,529.5

６　生活ホーム

自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等によってそれができない障害者を対象に、生活ホームの利用によって社会的自立の助長を図っている団体等に対し、運営費の一部を助成しています。

（令和4年4月1日現在）

施　設　名	所　在　地	入所者数	実施主体
かえでホーム	さいたま市	1	社会福祉法人鴻沼福祉会
生活ホーム上尾	上尾市	1	すみれ福祉会
計		2	

第７節　　障害者自立支援事業

１　自立支援給付事業

（１）介護給付費

（令和3年度）

サービス種別	利用事業所数(カ所)	利用人数(人)	支給額(円)
居宅介護	116	1,093	863,373,753
重度訪問介護	26	51	326,909,544
行動援護	24	128	133,045,686
同行援護	37	167	58,328,983
短期入所	44	346	118,253,121
生活介護	157	979	2,622,292,202
施設入所支援	94	348	586,122,582
療養介護	16	51	160,535,369
特定障害者特別給付費	92	332	41,004,104
計	606	3,495	4,909,865,344

上記内訳は埼玉県国民健康保険団体連合会からの請求実績に基づき作成しています。
（現年度・過年度分の差額調整を含む。）

（２）訓練等給付費

（令和3年度）

サービス種別	利用事業所数(カ所)	利用人数(人)	支給額(円)
共同生活援助(グループホーム)	150	488	965,154,820
機能訓練	4	16	11,439,650
生活訓練	17	37	31,047,766
宿泊型自立訓練	3	3	3,757,818
就労移行支援	70	288	365,499,520
就労移行支援(養成施設)	1	2	1,115,567
就労継続支援(A型)	41	233	347,675,573
就労継続支援(B型)	131	948	1,037,138,106
就労定着支援	37	100	21,273,102
特定障害者特別給付費	147	476	48,375,858
計	601	2,591	2,832,477,780

第８節　行　　事

１　「彩の国ふれあいピック」春季大会

障害者スポーツ大会の実施を通じて、障害者の体力の維持・増進を図るとともに、社会参加を促進し、障害者に対する理解の促進を図るために埼玉県が主催となり実施しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となりました。

２　「彩の国ふれあいピック」秋季大会

例年、埼玉県が主催し熊谷スポーツ文化公園・陸上競技場で実施されています。
令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となりました。

３　全国障害者スポーツ大会

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

４　川口市障害者週間記念事業

障害者基本法に定められた12月3日から9日の「障害者週間」を記念し、市民の障害者に対する理解と認識を高め、同時に障害者の「完全参加と平等」の実現を目指して記念事業を開催しました。

（１）実施主体　　川口市障害者週間推進委員会

（２）後援　　川口市、川口市障害者団体連絡協議会、川口市婦人団体連絡協議会

（３）日程　　令和3年11月20日（土）

（４）場所　　キュポ・ラ広場

（５）事業内容　　障害者作品展及びバザー・パネル展示・福祉相談コーナー

第９節　住みよいまちづくり

１　公共施設改修整備

障害者の社会参加促進のため、主要公共施設の出入口やトイレ等の改修整備を実施しています。

建物出入口		主たる出入口に段差がありません	
		出入口にスロープがあります	
		主たる出入口が自動ドア	
		主たる出入口に誘導チャイムがあります	
エレベーター		一般用エレベーター	一般のエレベーターがあります
		車イス対応エレベーター	車イス対応のエレベーターがあります
エスカレーター		一般用エスカレーター	一般のエスカレーターがあります
		車イス対応エスカレーター	車イス対応のエスカレーターがあります
母子用設備		乳幼児用ベッド	乳幼児用のベッドがあります
		授乳場所	授乳場所があります
		オムツ交換台	オムツ交換台があります
		乳幼児用イス	乳幼児を一時的に座らせておく乳幼児用イスがあります
駐車場		一般用駐車場	一般の駐車場があります
		障害者用駐車場	障害者用の駐車場があります
		おもいやり駐車場	おもいやり駐車場があります
点字情報		点字ブロック	出入り口付近に点字ブロックがあります
		点字案内表示	点字による案内板があります
		音声案内	音声案内設備があります
		点字メニュー	点字メニューがあります
だれでもトイレ又は車椅子対応トイレ		車イス対応トイレ	車イス対応トイレがあります
		オストメイト対応トイレ	オストメイト設備を備えています
		乳幼児用イス	乳幼児を一時的に座らせておく乳幼児用イスがあります
		オムツ交換台	オムツ交換台があります
		乳幼児用ベッド	乳幼児用のベッドがあります
		成人も使用できる大型ベッド	成人も使用できる大型のベッドがあります
		音声案内	音声案内があります
その他		緊急時警報設備	緊急を知らせる呼び出しボタン(ランプ、ブザー等)があります
		電光掲示板	電光掲示板があります
		手話のできる職員	手話対応できる職員がいます
		補助犬を歓迎	補助犬を歓迎
		車イスの貸出し	車イスを貸出ししています
		車イス用公衆電話	車イス対応の公衆電話があります

第２章
心身障害福祉センター
わかゆり学園

第２章　心身障害福祉センターわかゆり学園

第１節　心身障害福祉センターわかゆり学園

当園は昭和４２年に知的障害児通園施設としてスタートしました。

現在は児童発達支援センター、児童発達支援事業所のほか、障害者総合支援法による就労移行支援、就労継続支援Ｂ型、生活介護の３つの事業と、地域活動支援センターを合わせ６つの通所事業を行っています。

施設の種別	定員等	設立年月日	建設面積	敷地面積	所在地
児童発達支援センター	40 人	S42.4.1 （H24.4.1）	1,286.40 ㎡	15,211.09 ㎡	赤井 1227
児童発達支援事業所	30 人	S47.5.9 （H24.4.1）	422.62 ㎡		
生活介護事業所	185 人	S58.4.1 （H23.4.1）	3,956.85 ㎡		
就労移行支援事業所	6 人	S46.12.10 （H23.4.1）	724.34 ㎡		
就労継続支援Ｂ型事業所	44 人				
地域活動支援センター	20 人	S58.4.1 （H25.4.1）	585.66 ㎡		

＊設立年月日の（　）内は移行年月日を記載しております。

１　就労移行支援事業所・就労継続支援Ｂ型事業所及び生活介護事業所

（1）事業所概要

就労移行支援事業所

一般就労等への移行に向けて、園内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや職場定着のための支援を行います。通所利用期間は２４カ月以内です。

就労継続支援Ｂ型事業所

就労や生産活動の機会を提供し（雇用契約はありません）、生産活動における事業収入から相当する工賃を支払います。

生活介護事業所

ご本人の意向や心身の状況を踏まえ、第１、第２、第３生活介護施設及び草木の家において、各施設の作業班、グループに所属し、生産活動や創作活動を行います。

（2）在園者の状況（令和４年４月１日現在）

就労移行支援事業所

程　度	最重度	重　度	中　度	軽　度	計
男	0人	0人	0人	0人	0人
女	0人	0人	1人	0人	1人
計	0人	0人	1人	0人	1人

年 齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人

就労継続支援Ｂ型事業所

程　度	最重度	重　度	中　度	軽　度	計
男	2人	7人	6人	0人	15人
女	2人	8人	8人	0人	18人
計	4人	15人	14人	0人	33人

年 齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	0人	1人	0人	0人	0人	3人	3人	8人	15人
女	0人	1人	0人	0人	0人	5人	0人	12人	18人
計	0人	2人	0人	0人	0人	8人	3人	20人	33人

生活介護事業所

程　度	最重度	重　度	中　度	軽　度	計
男	65人	22人	2人	0人	89人
女	29人	11人	1人	0人	41人
計	94人	33人	3人	0人	130人

年　齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	0人	7人	9人	16人	7人	16人	18人	16人	89人
女	1人	4人	4人	7人	3人	5人	10人	7人	41人
計	1人	11人	13人	23人	10人	21人	28人	23人	130人

（3）作業内容

就労移行支援事業所

就労移行支援	刊行物等の発送準備作業・縫製手芸品の生産
	その他会社見学等を行い、就労意欲の向上を図る

就労継続支援Ｂ型事業所

就労継続支援	刊行物の折込み・帯封・封筒入れ・発送準備作業・灯油缶等のバリ取り作業
	袋物等縫製品の生産・販売

生活介護事業所

皮革工芸班	メガネスタンド・ネームホルダー等皮革工芸製品の製作・販売
縫　製　班	巾着・アームカバー等縫製手芸品の製作・販売
スリッパ班	家庭用スリッパの製作・販売
外作業班	椎茸の生産・販売
さくら班	デコクリップ・レジンのキーホルダー・組紐のブレスレット等の製作・販売
1　班	さをりの製作・販売
2　班	カッティングボード・コースター等木工製品の製作・販売
3　班	さをりの製作・販売
草木の家	草木染めのハンカチ・バンダナ・くるみボタン・ポストカード等の製作・販売

２　児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

（1）特色及び支援内容

<u>児童発達支援センター</u>

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる歩行を獲得している満３歳以上の未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応、その他の必要な支援を行っています。

<u>児童発達支援事業所</u>

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる低年齢児から歩行獲得前の幼児に対して、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応、その他の必要な支援を行っています。

（2）在園児の状況（令和４年４月１日現在）

児童発達支援センター

年齢	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	計
男	0人	0人	6人	10人	10人	0人	26人
女	0人	0人	2人	1人	8人	0人	11人
計	0人	0人	8人	11人	18人	0人	37人

主な診断	人数
知的障害	28人
発達障害	4人
身体障害	0人
難病	5人
計	37人

児童発達支援事業所

年齢	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計
男	1人	4人	3人	1人	0人	9人
女	0人	1人	1人	0人	1人	3人
計	1人	5人	4人	1人	1人	12人

主な診断	人数
知的障害	3人
発達障害	0人
身体障害	3人
難病	6人
不明	0人
計	12人

３　地域活動支援センター

（1）概要

・陶芸・組紐・書道の創作実技講習会や機能訓練等を行います。

・社会適応訓練事業、パソコン講習会、福祉関係団体への会場の提供を行います。

（2）事業及び利用状況

年度／事業	平成３０年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
日常生活訓練	50回	304人	44回	249人	19回	77人	44回	200人
社会適応訓練	92回	452人	85回	433人	60回	218人	94回	325人
創作	235回	865人	209回	802人	118回	373人	207回	637人
その他	119回	697人	116回	599人	21回	151人	20回	62人
合計	496回	2,318人	454回	2,083人	218回	819人	365回	1,224人

（3）利用者内訳

年度／対象	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
視覚障害者	368人	366人	149人	288人
聴覚障害者	45人	56人	29人	0人
肢体不自由者	1,084人	1,011人	411人	606人
その他の機能障害者	588人	507人	218人	330人
ボランティア	233人	143人	12人	0人
合計	2,318人	2,083人	819人	1,224人